

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。                      (1)～(11) 【 省 略 】                      (12)「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。                      (13)～(26) 【 省 略 】                      (27)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>手渡しその他に、[削除]電子メール等</u>により伝達できるものとする。                      (28)～(35) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録                      1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。                      (1) 【 省 略 】                      (2) 森林整備保全[削除]事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。                      2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-43条 【 省 略 】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。                      (1)～(11) 【 省 略 】                      (12)「共通仕様書」とは、調査業務等に共通する技術上の指示事項を定める図書をいう。                      (13)～(26) 【 省 略 】                      (27)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>緊急を要する場合はファクシミリ又は</u>電子メールにより伝達できるものとする。                      (28)～(35) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録                      1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。                      (1) 【 省 略 】                      (2) 森林整備保全事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから監督職員に送信される電子メールにより監督職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。                      2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条～第1-43条 【 省 略 】</p>	<p>誤記修正</p> <p>緊急時以外も電子メール等で伝達が可能であることを明記</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>
第2編 農業農村整備事業編	第2編 農業農村整備事業編	
<p>第1章～第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 ボーリング調査                      第3-1条～第3-2条 【 省 略 】</p> <p>第3-3条 調査方法</p>	<p>第1章～第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 ボーリング調査                      第3-1条～第3-2条 【 省 略 】</p> <p>第3-3条 調査方法</p>	

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>1～16 【 省 略 】</p> <p>17 資料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合は、ノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>収</u>め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 【 省 略 】</p> <p>第3-4条～第3-9条 【 省 略 】</p> <p>第4章～第13章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	<p>1～16 【 省 略 】</p> <p>17 資料を採取するオールコアボーリング※<sup>1</sup>の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合は、ノンコアボーリング※<sup>2</sup>を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特別仕様書による。</p> <p>※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に<u>納</u>め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。</p> <p>※2 【 省 略 】</p> <p>第3-4条～第3-9条 【 省 略 】</p> <p>第4章～第13章 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編 【 省 略 】</p>	<p>誤記修正</p>

# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。 (1)～(25) 【 省 略 】 (26)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>手渡しの他に、「削除」電子メール等</u>により伝達できるものとする。 (27)～(33) 【 省 略 】</p> <p>第1-4条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業績実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業績実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。 (1)【 省 略 】 (2)森林整備保全<u>削除</u>事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業績実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから<u>調査</u>職員に送信される電子メールにより<u>調査</u>職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。 2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 【 省 略 】</p> <p>第1-15条 関係官公庁への手続等</p> <p>1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。 また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。 2 【 省 略 】 3 <u>受注者は、測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規定第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。 (1)～(25) 【 省 略 】 (26)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>緊急を要する場合はファクシミリ又は</u>電子メールにより伝達できるものとする。 (27)～(33) 【 省 略 】</p> <p>第1-4条～第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録</p> <p>1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業績実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。 (1)【 省 略 】 (2)森林整備保全<u>事</u>事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業績実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから<u>監督</u>職員に送信される電子メールにより<u>監督</u>職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。 2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 【 省 略 】</p> <p>第1-15条 関係官公庁への手続等</p> <p>1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>追記</u>関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。 また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。 2 【 省 略 】 <u>[新設]</u></p>	<p>緊急時以外も電子メール等で伝達が可能であることを明記</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>公共測量に関する記述を追記</p> <p>測量法に基づく届出に必要な資料の作成について追記</p>

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考																																																																														
<p>第1-16条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 路線測量 第1節 測量に関する一般事項 第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 測量の精度等 測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>表2-2 測量の精度</caption> <thead> <tr> <th>測量種別</th> <th>グリッドメソッド</th> <th>トランジット</th> <th>トータルステーション</th> <th>レベル</th> <th>水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中心線測量</td> <td>距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>距離 (詳細) 10m以内</td> <td>(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>角度</td> <td>1.0分以内 (非整数)</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉合 距離総和の 1/300以内</td> <td>距離総和の 1/1,000以内</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>地盤高</td> <td></td> <td></td> <td>500 m 注 値で10 cm 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>距離 勾配</td> <td>35以内</td> <td></td> <td></td> <td>50以内 0.1割</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">※上表の精度を標準とするが、これより高精度による測量成果を妨げるものではない。</p>	測量種別	グリッドメソッド	トランジット	トータルステーション	レベル	水準	中心線測量	距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内	同左	同左			距離 (詳細) 10m以内	(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内	同左			角度	1.0分以内 (非整数)	同左			閉合 距離総和の 1/300以内	距離総和の 1/1,000以内	同左			縦断測量	地盤高			500 m 注 値で10 cm 以内		横断測量	距離 勾配	35以内			50以内 0.1割	<p>第1-16条～第1-41条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 路線測量 第1節 測量に関する一般事項 第1-1条～第1-2条 【 省 略 】</p> <p>第1-3条 測量の精度等 測量の精度及び単位は、表2-2及び表2-3に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>表2-2 測量の精度</caption> <thead> <tr> <th>測量種別</th> <th>グリッドメソッド</th> <th>トランジット</th> <th>トータルステーション</th> <th>レベル</th> <th>水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中心線測量</td> <td>距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内</td> <td>同左</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>距離 (詳細) 10m以内</td> <td>(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>角度</td> <td>1.0分以内 (非整数)</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>閉合 距離総和の 1/300以内</td> <td>距離総和の 1/1,000以内</td> <td>同左</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>地盤高</td> <td></td> <td></td> <td>500 m 注 値で10 cm 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>距離 勾配</td> <td>35以内</td> <td></td> <td></td> <td>50以内 0.1割</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">[追記]</p>	測量種別	グリッドメソッド	トランジット	トータルステーション	レベル	水準	中心線測量	距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内	同左	同左			距離 (詳細) 10m以内	(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内	同左			角度	1.0分以内 (非整数)	同左			閉合 距離総和の 1/300以内	距離総和の 1/1,000以内	同左			縦断測量	地盤高			500 m 注 値で10 cm 以内		横断測量	距離 勾配	35以内			50以内 0.1割	<p style="text-align: center;">追記</p>
測量種別	グリッドメソッド	トランジット	トータルステーション	レベル	水準																																																																											
中心線測量	距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内	同左	同左																																																																													
	距離 (詳細) 10m以内	(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内	同左																																																																													
	角度	1.0分以内 (非整数)	同左																																																																													
	閉合 距離総和の 1/300以内	距離総和の 1/1,000以内	同左																																																																													
縦断測量	地盤高			500 m 注 値で10 cm 以内																																																																												
横断測量	距離 勾配	35以内			50以内 0.1割																																																																											
測量種別	グリッドメソッド	トランジット	トータルステーション	レベル	水準																																																																											
中心線測量	距離 (一般) 20m以内 (I、P間70mを超えた場合) 当該距離の1/200以内 (測尺長) 10m以内	同左	同左																																																																													
	距離 (詳細) 10m以内	(I、P間) 当該距離の1/1,000以内 (測尺長) 当該距離の1/100以内	同左																																																																													
	角度	1.0分以内 (非整数)	同左																																																																													
	閉合 距離総和の 1/300以内	距離総和の 1/1,000以内	同左																																																																													
縦断測量	地盤高			500 m 注 値で10 cm 以内																																																																												
横断測量	距離 勾配	35以内			50以内 0.1割																																																																											

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

## 改 正 後

表 2-3 測定単位

測量の種類		記号	測定単位
中心線	距離 (水平距離)	m	小数第1位 (一般) 小数第2位 (詳細)
	角度 (水平)	秒	最小設定値内
縦断測量	地盤高	m	小数第2位
	水準基標 (B.M) 移器点 (I.P)	m	小数第3位
横断測量	距離	m	小数第1位 (一般) 小数第2位 (詳細)
	(水平、斜長、地盤高)		
	勾配	割	1:0.05

※上表の測定単位を標準とするが、この桁数以上による測定単位を妨げるものではない。

第1-4条～第1-22条 【 省 略 】

第2章 山地治山等測量 【 省 略 】

## 現 行

表 2-3 測定単位

測量の種類		記号	測定単位
中心線	距離 (水平距離)	m	小数第1位 (一般) 小数第2位 (詳細)
	角度 (水平)	秒	最小設定値内
縦断測量	地盤高	m	小数第2位
	水準基標 (B.M) 移器点 (I.P)	m	小数第3位
横断測量	距離	m	小数第1位 (一般) 小数第2位 (詳細)
	(水平、斜長、地盤高)		
	勾配	割	1:0.05

[追記]

第1-4条～第1-22条 【 省 略 】

第2章 山地治山等測量 【 省 略 】

## 備 考

追記

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
第1編 共通編	第1編 共通編	
<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。                      (1)～(26) 【 省 略 】                      (27) 「書面」とは手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>手渡しの他に、[削除]電子メール等</u>により伝達できるものとする。                      (28)～(34) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-6条 【 省 略 】</p> <p>第1-7条 管理技術者                      1～2 【 省 略 】                      3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士（農業農村整備事業に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技師（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>、林業技士（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。                      4～7 【 省 略 】</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施                      1 【 省 略 】                      2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、農業土木技術管理士（農業農村整備事業に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、<u>農業用ため池管理保全技士（農業用ため池に関する業務に限る）</u>又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。                      3～7 【 省 略 】</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。                      (1)～(26) 【 省 略 】                      (27) 「書面」とは手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>緊急を要する場合はファクシミリ又は</u>電子メールにより伝達できるものとする。                      (28)～(34) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-6条 【 省 略 】</p> <p>第1-7条 管理技術者                      1～2 【 省 略 】                      3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士（農業農村整備事業に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技師（地理情報システムに関する業務に限る）、農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）<u>[追記]</u>、林業技士（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。                      4～7 【 省 略 】</p> <p>第1-8条 照査技術者及び照査の実施                      1 【 省 略 】                      2 照査技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、農業土木技術管理士（農業農村整備事業に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）<u>[追記]</u>又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。                      3～7 【 省 略 】</p>	<p>緊急時以外も電子メール等で伝達が可能であることを明記</p> <p>新規追記</p> <p>新規追記</p>

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1-9条～第1-10条 【 省 略 】</p> <p>第1-11条 打合せ等 1～3 【 省 略 】 4 設計業務等の実施期間中に、指示、承認又は協議した重要な事項については、その内容等を別に示す業務打合簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の犯行時、業務完了時において、実務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。 ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 (1) 【 省 略 】 (2) 森林整備保全<del>削除</del>事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから調査職員に送信される電子メールにより調査職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般 第1-1条 使用する技術基準等 1 受注者は、設計業務等の実施にあたって、仕様書によるもののほか「治山技術基準」、「林道規程」、「林道技術基準」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」、「治山流域別調査要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林土木製構造物設計等指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、最新の技術基準及び参考図書並びに<b>特別</b>仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第1-2条 現地踏査 1 【 省 略 】 2 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事</p>	<p>第1-9条～第1-10条 【 省 略 】</p> <p>第1-11条 打合せ等 1～3 【 省 略 】 4 設計業務等務の実施期間中に、指示、承認又は協議した重要な事項については、その内容等を別に示す業務打合簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>第1-12条 【 省 略 】</p> <p>第1-13条 業務実績データの作成及び登録 1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の犯行時、業務完了時において、実務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。 ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。 (1) 【 省 略 】 (2) 森林整備保全<b>事</b>業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから<b>監督</b>職員に送信される電子メールにより<b>監督</b>職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第1-14条～第1-40条 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第2編 農業農村整備事業編 【 省 略 】</p> <p style="text-align: center;">第3編 森林整備保全事業編</p> <p>第1章 設計業務等一般 第1-1条 使用する技術基準等 1 受注者は、設計業務等の実施にあたって、仕様書によるもののほか「治山技術基準」、「林道規程」、「林道技術基準」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」、「治山流域別調査要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林土木製構造物設計等指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、最新の技術基準及び参考図書並びに<b>特記</b>仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に調査職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第1-2条 現地踏査 1 【 省 略 】 2 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>









# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考																																																																																												
<p>第2-10条 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物</p> <p>表3-2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設計項目</th> <th style="width: 45%;">成果物</th> <th style="width: 20%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項検討</td> <td>(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実施設計図</td> <td>(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図</td> <td>1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図</td> <td>1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ			基本事項検討	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200		(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200		(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200		<p>第2-10条 受注者は、以下に示す成果物を作成し、共通編第1章第1-18条成果物の提出に従い1部納品するものとする。</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物</p> <p>表3-2 治山ダム設計A（治山ダム詳細設計）の成果物一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設計項目</th> <th style="width: 45%;">成果物</th> <th style="width: 20%;">縮尺</th> <th style="width: 20%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現地踏査</td> <td>現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本事項決定</td> <td>(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設設計検討</td> <td>(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工計画及び仮設構造物設計</td> <td>(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>数量計算書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>照査報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合検討</td> <td>(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td>報告書</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実施設計図</td> <td>(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図</td> <td>1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図</td> <td>1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図</td> <td>1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設計項目	成果物	縮尺	摘要	現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ			基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件			施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計			施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計			数量計算	数量計算書			照査	照査報告書			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項			報告書作成	報告書			実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200		(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200		(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200		<p style="color: red;">誤記修正</p>
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																											
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ																																																																																													
基本事項検討	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件																																																																																													
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計																																																																																													
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																																													
数量計算	数量計算書																																																																																													
照査	照査報告書																																																																																													
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																													
報告書作成	報告書																																																																																													
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200																																																																																												
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200																																																																																												
	(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200																																																																																												
設計項目	成果物	縮尺	摘要																																																																																											
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果取りまとめ																																																																																													
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件																																																																																													
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本體工設計、設計計算、設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計																																																																																													
施工計画及び仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計																																																																																													
数量計算	数量計算書																																																																																													
照査	照査報告書																																																																																													
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項																																																																																													
報告書作成	報告書																																																																																													
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200																																																																																												
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200																																																																																												
	(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200																																																																																												



# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第2-12条～第2-15条 【 省 略 】</p> <p>第2-16条 保安林整備の設計 1 設計内容     <del>【削除】</del>保安林整備の設計の設計は、次の各号によるものとする。     (1)～(3) 【 省 略 】     2～5 【 省 略 】</p> <p>第2-17条～第2-19条 【 省 略 】</p> <p>第5節 地すべり防止工 第2-20条～第2-21条 【 省 略 】</p> <p>第2-22条 抑制工の設計 1～5 【 省 略 】 6 集水井工の設計     (1)～(2) 【 省 略 】     (3) 設計図作成         平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する<del>【削除】</del>。     (4)～(5) 【 省 略 】     7～13 【 省 略 】</p> <p>第2-23条 【 省 略 】</p> <p>第2-24条 治山ダム工等の設計     第2-2条 <u>治山ダム</u>工実施設計に準ずる。</p> <p>第2-25条 土留工等の設計     第2-<u>11</u>条 山腹工設計に準ずる。</p> <p>    第2-26条～第2-27条 【 省 略 】</p> <p>第3章 治山計画作成等業務 第1節 山地治山等調査 第3-1条～第3-9条 【 省 略 】</p> <p>第3-10条 荒廃危険地調査     荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。</p>	<p>第2-12条～第2-15条 【 省 略 】</p> <p>第2-16条 保安林整備の設計 1 設計内容     <u>土</u>保安林整備の設計の設計は、次の各号によるものとする。     (1)～(3) 【 省 略 】     2～5 【 省 略 】</p> <p>第2-17条～第2-19条 【 省 略 】</p> <p>第5節 地すべり防止工 第2-20条～第2-21条 【 省 略 】</p> <p>第2-22条 抑制工の設計 1～5 【 省 略 】 6 集水井工の設計     (1)～(2) 【 省 略 】     (3) 設計図作成         平面図、配置図、断面図、構造図、標準図、縦断面図及び横断面図等を作成し、必要に応じて各部の詳細構造図を作成する<u>もの</u>。     (4)～(5) 【 省 略 】     7～13 【 省 略 】</p> <p>第2-23条 【 省 略 】</p> <p>第2-24条 治山ダム工等の設計     第2-2条 <u>溪間</u>工実施設計に準ずる。</p> <p>第2-25条 土留工等の設計     第2-<u>9</u>条 山腹工設計に準ずる。</p> <p>第2-26条～第2-27条 【 省 略 】</p> <p>第3章 治山計画作成等業務 第1節 山地治山等調査 第3-1条～第3-9条 【 省 略 】</p> <p>第3-10条 荒廃危険地調査     荒廃危険地調査は、崩壊の発生、土石流の発生、流木の発生の危険性がある箇所及び発生時の状況等を推定するため、次の各号により調査を行うものとする。</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>



# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】 調査 測量 設計 用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>が、標本区数は<b>特別</b>仕様書による。</p> <p>(2) ライントランセクト法                      ライントランセクト法は、樹木の種類や配置、出現頻度等を、線的な縦断方向で把握し、林相断面図を作成するために実施する。林分の階層構造を把握するために、縦断線上に樹冠（クローネ）がかかる植生を調べる。標本区の長さは、構成主体樹木の樹高の2倍程度とするが、標本区数は<b>特別</b>仕様書による。</p> <p>(3)～(4)【 省 略 】</p> <p>第3-42条～第3-46条 【 省 略 】</p> <p>第4章 【 省 略 】</p> <p>第5章 林道設計                      第1節 林道設計                      第5-1条～第5-2条 【 省 略 】</p> <p>第5-3条 林道実施設計                      1 【 省 略 】                      2 業務内容                      (1)～(3)【 省 略 】                      (4) 構造物設計計画                      ア 小構造物設計                      受注者は、原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等※から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ5m以下）、管渠、側溝、法面保護工、水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工等を設計するものとする。                      ※標準設計図集等は、<b>特別</b>仕様書に定めるものとする。</p> <p>イ～ウ 【 省 略 】</p> <p>(5)【 省 略 】</p> <p>(6) 設計図                      ア～オ 【 省 略 】                      カ 詳細図（構造物展開図）  <b>特別</b>仕様書に定める標準設計図集以外の構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(7)～(9)【 省 略 】</p> <p>(10) <b>特別</b>仕様書作成                      工事の施工に必要な<b>特別</b>仕様書を作成するものとする。</p> <p>(11)～(12)【 省 略 】</p> <p>第5-4条 一車線林道実施設計                      1 【 省 略 】</p>	<p>が、標本区数は<b>特記</b>仕様書による。</p> <p>(2) ライントランセクト法                      ライントランセクト法は、樹木の種類や配置、出現頻度等を、線的な縦断方向で把握し、林相断面図を作成するために実施する。林分の階層構造を把握するために、縦断線上に樹冠（クローネ）がかかる植生を調べる。標本区の長さは、構成主体樹木の樹高の2倍程度とするが、標本区数は<b>特記</b>仕様書による。</p> <p>(3)～(4)【 省 略 】</p> <p>第3-42条～第3-46条 【 省 略 】</p> <p>第4章 【 省 略 】</p> <p>第5章 林道設計                      第1節 林道設計                      第5-1条～第5-2条 【 省 略 】</p> <p>第5-3条 林道実施設計                      1 【 省 略 】                      2 業務内容                      (1)～(3)【 省 略 】                      (4) 構造物設計計画                      ア 小構造物設計                      受注者は、原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等※から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ5m以下）、管渠、側溝、法面保護工、水路（幅2m以下または延長100m以下）、集水桝、防護柵工等を設計するものとする。                      ※標準設計図集等は、<b>特記</b>仕様書に定めるものとする。</p> <p>イ～ウ 【 省 略 】</p> <p>(5)【 省 略 】</p> <p>(6) 設計図                      ア～オ 【 省 略 】                      カ 詳細図（構造物展開図）  <b>特記</b>仕様書に定める標準設計図集以外の構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。</p> <p>(7)～(9)【 省 略 】</p> <p>(10) <b>特記</b>仕様書作成                      工事の施工に必要な<b>特記</b>仕様書を作成するものとする。</p> <p>(11)～(12)【 省 略 】</p> <p>第5-4条 一車線林道実施設計                      1 【 省 略 】</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>







# 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行	備 考
第1章 共通編	第1章 共通編	
<p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。                      (1)～(26) 【 省 略 】                      (27)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>手渡しその他に、[削除]</u>電子メール等により伝達できるものとする。                      (28)～(37) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録                      1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。                      (1) 【 省 略 】                      (2) 森林整備保全<u>[削除]</u>事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから<u>調査</u>職員に送信される電子メールにより<u>調査</u>職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。                      2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条 【 省 略 】</p> <p>第1-16条 関係官公庁への手続等                      1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>測量法に規定する公共測量に係る諸手続等</u>、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。                      また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。                      2 【 省 略 】  <u>3 受注者は、測量法第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第36条（計画書についての助言）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し調査職員に提出しなければならない。また、規定第14条に基づく測量成果の検定を行わなければならない。</u></p>	<p>第1-1条 【 省 略 】</p> <p>第1-2条 用語の定義                      共通仕様書に使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。                      (1)～(26) 【 省 略 】                      (27)「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。<u>緊急を要する場合はファクシミリ又は</u>電子メールにより伝達できるものとする。                      (28)～(37) 【 省 略 】</p> <p>第1-3条～第1-13条 【 省 略 】</p> <p>第1-14条 業務実績データの作成及び登録                      1 受注者は、委託料が500万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、業務実績情報を当該事業の登録機関に登録しなければならない。                      (1) 【 省 略 】                      (2) 森林整備保全<u>事</u>事業は、一般社団法人日本建設総合情報センター（以下、「JACIC」という。）が実施している測量調査設計業務実績情報サービス（以下、テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を書面又はテクリスから<u>監督</u>職員に送信される電子メールにより<u>監督</u>職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請をしなければならない。                      2 【 省 略 】</p> <p>第1-15条 【 省 略 】</p> <p>第1-16条 関係官公庁への手続等                      1 受注者は、測量業務等の実施に当たっては、発注者が行う<u>[追記]</u>関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。                      また、受注者は、測量業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行わなければならない。                      2 【 省 略 】  <u>[新設]</u></p>	<p>緊急時以外も電子メール等で伝達が可能であることを明記</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>公共測量に関する記述を追記</p> <p>測量法に基づく届出に必要な資料の作成について追記</p>

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>第1-17条 地元関係者との交渉等</p> <p>1 契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を随時、<b>調査</b>職員に報告し、指示が有ればそれに従わなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>第1-18条～第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第3-1条 【 省 略 】</p> <p>第3-2条 地図の転写</p> <p>地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で、換地処分が行われる計画があるものについては、<b>調査</b>職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第3-3条 【 省 略 】</p> <p>第3-4条 建物登記簿等の調査</p> <p>建物の登記記録の調査は、第 <b>3-2</b> 条で作成した地図から調査区域内の建物にかかわる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 【 省 略 】</p> <p>第3-5条～第3-6条 【 省 略 】</p> <p>第4章 <u>土地</u>の測量</p> <p>第4-1条 土地の測量の原則</p> <p>土地の測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要資</p>	<p>第1-17条 地元関係者との交渉等</p> <p>1 契約書第 11 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を随時、<b>監督</b>職員に報告し、指示が有ればそれに従わなければならない。</p> <p>2～4 【 省 略 】</p> <p>第1-18条～第1-42条 【 省 略 】</p> <p>第2章 【 省 略 】</p> <p>第3章 権利調査</p> <p>第3-1条 【 省 略 】</p> <p>第3-2条 地図の転写</p> <p>地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項又は同条第 4 項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で、換地処分が行われる計画があるものについては、<b>監督</b>職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 【 省 略 】</p> <p>2 【 省 略 】</p> <p>第3-3条 【 省 略 】</p> <p>第3-4条 建物登記簿等の調査</p> <p>建物の登記記録の調査は、第 <b>41</b> 条で作成した地図から調査区域内の建物にかかわる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 【 省 略 】</p> <p>第3-5条～第3-6条 【 省 略 】</p> <p>第4章土地の測量</p> <p>第4-1条 土地の測量の原則</p> <p>土地の測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要資</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>

# 新 旧 対 照 表

【 業務共通仕様書 】

調査

測量

設計

用地

改 正 後	現 行	備 考
<p>料及び図面を作成する作業をいい、原則として「富山県公共測量作業規定」（平成20年8月26日付国国地発第426号国土交通大臣承認。以下「測量作業規定」という。）によるほか、以下第4-3条から第4-8条により行うもの。</p> <p>第4-2条～第4-5条 【 省 略 】</p> <p>第4-6条 用地実測図の作成</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、<b>調査</b>職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とするものとする。</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>第4-7条 用地平面図等の作成</p> <p>用地平面図等の作成は、用地実測図から<b>調査</b>職員が指示する項目を抽出し作成するものとする。</p> <p>第4-8条 【 省 略 】</p> <p>第5章 登記資料収集整理等</p> <p>第5-1条～第5-2条 【 省 略 】</p> <p>第5-3条 協議</p> <p>受注者は第5-1条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けるものとする。</p> <p>第5-4条 【 省 略 】</p> <p>第6章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>料及び図面を作成する作業をいい、原則として「富山県公共測量作業規定」（平成20年8月26日付国国地発第426号国土交通大臣承認。以下「測量作業規定」という。）によるほか、以下第46条から52条により行うもの。</p> <p>第4-2条～第4-5条 【 省 略 】</p> <p>第4-6条 用地実測図の作成</p> <p>1 【 省 略 】</p> <p>2 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、<b>監督</b>職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とするものとする。</p> <p>3 【 省 略 】</p> <p>第4-7条 用地平面図等の作成</p> <p>用地平面図等の作成は、用地実測図から<b>監督</b>職員が指示する項目を抽出し作成するものとする。</p> <p>第4-8条 【 省 略 】</p> <p>第5章 登記資料収集整理等</p> <p>第5-1条～第5-2条 【 省 略 】</p> <p>第5-3条 協議</p> <p>受注者は第53条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けるものとする。</p> <p>第5-4条 【 省 略 】</p> <p>第6章～第7章 【 省 略 】</p>	<p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p> <p>誤記修正</p>